

令和3年6月25日

生徒・保護者の皆様

緊急事態措置から「まん延防止等重点措置」への移行に伴う県立学校の対応について

愛知県立中村高等学校長

令和3年6月18日付けで愛知県教育委員会から「緊急事態措置から『まん延防止等重点措置』への移行に伴う県立学校の対応」が通知されました。学校やご家庭において、以下の内容を基本的対策として徹底することにより、学校教育活動を継続していきますので、改めてご理解とご協力をお願いします。

1 感染防止対策の徹底

(1) 登下校、放課後及び休日における対応

- ア 家族を含めた毎日の健康観察を行い、生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、学校に連絡し、登校を控えてください。
- イ 同居家族が風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合、学校に連絡し、生徒は自宅待機をお願いします。
- ウ 同居家族が濃厚接触者に特定された場合、学校に連絡し、検査で陰性が判明するまでは、生徒は自宅待機をお願いします。
- エ 授業後や部活動終了後は、寄り道はせず、まっすぐ帰宅してください。また、平日、休日に関わらず、生徒同士でのカラオケや会食は控えるとともに、食べ歩きや向き合っの買い食いなどは厳に慎んでください。
- オ 登下校中も原則マスクを着用してください。ただし、熱中症対策を優先してマスクを着用しない場合は、会話を控え、周りとの間隔を十分に確保してください。

(2) 校内における対応

- ア 校内では原則マスクを着用してください。ただし、熱中症対策を優先してマスクを着用しない場合は、会話を控え、周りの生徒との間隔を十分に確保してください。
- イ 昼食等の食事は、机・椅子を移動させず自席で前を向いて静かに食べ、会話はしないでください。また、食事後は速やかにマスクを着用してください。
- ウ 周りの生徒との間隔を最低1メートル確保するなど、3密と大声の回避、こまめな手洗い、咳エチケットを徹底してください。
- エ 教室等の常時換気を実施し、室温の変化に対応できるようにしてください。
- オ アクリル板設置などの感染防止対策を講じた上で再開する学習活動
 - ・生徒同士が近距離で活動する実験や観察
 - ・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

カ 引き続き中止する学習活動

- ・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・生徒同士が近距離で活動する調理実習
- ・生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

キ 修学旅行等の校外行事

- ・行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど、感染防止対策を徹底した上で実施します。

ク 部活動

- ・対外的な練習試合、合同練習は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施します。
- ・公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施します。
- ・生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動の再開については、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をします。
- ・活動の開始時と終了時には、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行った上で実施します。
- ・運動を行っていないときは、原則マスクを着用します。ただし、熱中症対策を優先してマスクを着用しない場合は、会話を控え、周りの生徒との間隔を十分に確保します。
- ・部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導します。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気をします。

2 ご家庭での対応

ご家族も含めた登校前の健康観察、休日を含めた生徒同士のカラオケや会食の自粛、放課後は寄り道をせずに帰宅すること、不要不急の外出を控えること、不要不急の都道府県間の移動を控えることなど、ご家庭におきましても、感染予防に努めてください。

問合せ 教頭 (佐野・河野)

電話 052-411-7760